

## 令和4年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人八頭町社会福祉協議会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和4年11月22日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

### 総評

- ・法人運営及び会計面について不適切な取扱いが見受けられたので、法令、定款等に則り適切な事務処理を行うこと。
- ・会計面について、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、専門家（公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人）を活用することが望ましい。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>評議員会を招集する場合は、評議員会の日 1週間（中7日間）以上前までに各評議員 に対して通知を発しなければならないところ、 1週間（中7日間）以上前までに通知を 発していなかった。</p> <p>については、評議員会の日 1週間（中7日間）以上前までに各 評議員に通知を発すること。 （法第45条の9第10項により準用 される一般法人法第181条及び第 182条）</p>	<p>法第45条の9第10項により 準用される一般法人法第181条 及び第182条に基づいて、1週 間（中7日間）以上前までに通 知を発するよう適切に処理を行 う。</p>
2	<p>令和3年6月11日の理事会において、理 事会が監事の選任に関する議案を評 議員会に提出するに当たり、在任 監事の過半数の同意を得ていたこ とが確認できなかった。</p> <p>については、理事会が監事の選任に 関する議案を評議員会に提出する に当たっては、監事が理事の職務 の執行を監査する立場にあること に鑑み、その独立性を確保するた め、在任する監事の過半数の同意 を得なければならないことから、 同意書又は理事会の議事録への記 載により同意の事実を残しておく こと。 （法第43条第3項により準用され る一般法人法第72条第1項）</p>	<p>法第43条第3項により準用され る一般法人法第72条第1項に 基づいて、十分留意し適切に処 理を行う。</p>
3	<p>会長は、毎会計年度に4か月を超える 間隔で2回以上、自己の職務の執 行についての報告（以下「職務執行 状況報告」という。）を理事会に 報告しなければならないところ、 事務局が行っていた。</p> <p>については、会長は、自らによって 職務執行状況報告を行うこと。 なお、この職務執行状況報告につ いては、理</p>	<p>法第45条の16第3項、定款第 17条第3項を留意し、会長自ら によって報告を行う。</p>

	<p>事会への報告の省略によることはできず、理事会を開催の上報告しなければならないので留意すること。</p> <p>(法第45条の14第9項により準用される 一般法人法第98条)</p> <p>(法第45条の16第3項、定款第17条第3項)</p>	
4	<p>法人運営事業拠点区分事業活動計算書について、当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じていないにもかかわらず、積立金が積み立てられていた。</p> <p>については、当該余剰の範囲内で積立金を積み立てることができるものであるので、会計基準に従った適切な会計処理を行うこと。</p> <p>なお、本件については、前々回も同様の口頭指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(会計省令第6条第3項) (運用上の取扱い19)</p>	<p>会計省令第6条第3項、運用上の取扱い19に留意し、適切に会計処理を行う。令和3年度積立金について令和4年度に取り崩し、是正を行う。</p>